

不利益処分に係る処分基準

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 144条において準用する同法第56条第 7 項	社会福祉連携推進法人の業務の全部又は一部の停止命令	地域福祉課

処分基準は、社会福祉法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第 185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）に定める基準が処分基準となるが、不利益処分原因が、個々別の事案ごとに多岐にわたり、あらかじめ具体的な基準を個別に設定することは、困難である。一般的には、法令による規定に基づき、客観的な社会的評価に沿って対応するものとし、及び厚生労働省、都道府県等における過去の事例と比較して比例原則にたつものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。